

【地方自治法新旧対照表】平成 24 年 9 月 5 日公布、平成 25 年 3 月 1 日施行

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 第百条 | 第百条 |
| ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、 <u>政務調査費</u> を交付することができる。この場合において、当該 <u>政務調査費</u> の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。 | ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究 <u>その他の活動</u> に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、 <u>政務活動費</u> を交付することができる。この場合において、当該 <u>政務活動費</u> の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該 <u>政務活動費</u> を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 |

【熊本市議会政務調査費の交付に関する条例新旧対照表】平成 24 年 12 月 26 日公布、平成 25 年 3 月 1 日施行

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、熊本市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 | 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、熊本市議会議員の調査研究 <u>その他の活動</u> に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 |